

2020年12月10日

各 位

株式会社福井銀行

## 「この冬、お金について学んでみませんか？」のイベント開催について

株式会社福井銀行（頭取 林 正博）は、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、「大人の知って得するマネープランセミナー」と「ワクワク体験♪ふくぎんキッズワーク」を下記のとおり開催しますのでお知らせいたします。

2020年12月7日（月）にグランドオープンいたしました本店ビルでの開催となります。

福井銀行は、今後もお客さまに役に立つ情報を発信し、お客さまとの信頼関係強化に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 開催内容

開催日時	2020年12月29日（火）10:00～12:00	
内 容	<p>&lt; 大人コース &gt;          未来に向けた「資産形成」について、当行職員からのご説明とお客さまからの個別のご相談にお答えいたします。</p>	<p>&lt; 子供コース &gt;          「日本のお金のひみつ」「1億円重さ体験」「銀行窓口体験」を通して、金融の知識を深めていただきます。</p>
会 場	福井銀行本店営業部	
申込期限	2020年12月28日（月）	
参加費	無料（お菓子・飲物付）	
定 員	10組	

#### 2. お申込方法

電話でのお申込みまたは福井銀行本店営業部窓口にお申込みください。

お申込電話番号：0776-25-8035（担当 大森）

※会場の都合により先着順とさせていただきます。

#### 3. セミナーに関するご注意事項

本案内に記載のセミナーでは、お客さまへの各種情報提供と合わせて、セミナーでご紹介する商品等の勧誘を行う場合がございます。

本セミナーで紹介する金融商品等は、預金とは異なり、価格の変動等により損失が生じるおそれや、手数料や費用等がかかる場合があります。ご検討・ご購入にあたっては当該商品等の契約締結前交付書面やお客さま向け資料をよくお読みください。

新型コロナウイルス感染症対策を十分行った上で開催いたします。

#### 4. 該当するSDGsの目標



福井銀行グループは、2018年12月に「SDGs宣言」を表明いたしました。SDGsの考え方を経営戦略の軸に組み込み、銀行業を通じて持続可能な社会の実現に努めてまいります。

以 上



# 投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は、主に国内外の株式や債券等を投資対象としています。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券等の値動き、為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には次のものがあります。(福井銀行で販売中の追加型投資信託の上限を表示しています。)◇申込手数料(申込口数、金額等に応じ、基準価額に対して最大3.30%(税込))◇信託報酬(純資産総額に対して、最大年率2.420%(税込))◇信託財産留保額(換金時の基準価額に対して最大0.50%)◇解約手数料(最大1万円あたり110円(税込))◇監査費用・売買委託手数料・その他費用につきましては、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。くわしくは、各ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」でご確認ください。
- その他重要な事項は次のとおりです。投資信託は、預金ではなく、福井銀行が元本を保証する商品ではありません。投資信託は、預金保険制度の対象ではありません。また、福井銀行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

# NISAに関するご留意事項

- 福井銀行でNISAの新規口座開設のお申込みまたはNISA第2期非課税管理勘定設定のお申込みをされる場合には、下記の事項にご留意ください。●NISA口座の開設には、個人番号の届出および本人確認資料が必要です。●NISA口座は、同一年においては、すべての金融機関を通じて、お一人さま1口座に限り開設することができます。また、一般NISAとつみたてNISAはどちらか一方の選択制であり、同一年に両方利用することはできません。●福井銀行が取扱いできる金融商品は公募株式投資信託のみです。上場株式、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)などは取り扱っていません。●他の口座で保有している公募株式投資信託のNISA口座への移管やNISA口座で保有している公募株式投資信託の他金融機関への移管はできません。●NISAの損失は税務上ないものとされます。NISA口座と他の口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。●元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA口座によるメリットを享受できません。●NISA口座で解約された場合の非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。●NISA口座から払い出された公募株式投資信託の取得価額は、払出日の時価となります。
- 税制改正等により、今後制度が見直されることがあります。

**【一般NISA特有のご留意事項】**●1年間の非課税投資額の上限は120万円(購入時手数料等を除く)です。●非課税期間終了時にはロールオーバー(翌年分の非課税管理勘定への移管)について、年間の非課税投資額上限(120万円)を超過している場合であっても、移管日の時価で全額移管可能です。●非課税期間終了時に、ロールオーバー(翌年分の非課税管理勘定への移管)や課税口座への移管を希望される場合は、当行が定める日までに、当行所定の「非課税口座内上場株式等移管依頼書」にてお申し出ください。ロールオーバーは、非課税期間終了年の最終営業日の時価で翌年の非課税管理勘定の非課税枠を使用します。当行所定の書面でのお申出や期限までのお申出がなかった場合は、法令等の定めにより、非課税期間終了年の最終営業日の時価により課税口座(特定口座をお持ちの場合は特定口座、特定口座をお持ちでない場合は一般口座)に自動移管されます。移管後に生じた譲渡益、分配金は課税の対象となります。なお、特定口座をお持ちのお客さまが、一般口座へ移管を希望される場合は、別途、移管依頼書等のご提出が必要となります。

**【つみたてNISA特有のご留意事項】**●つみたてNISAは積立契約(累積投資契約)の締結に基づき定期かつ継続的な方法によりつみたてNISA対象商品の買付けを行う必要があります。非課税投資額の上限は40万円(購入時手数料等を除く)です。●つみたてNISAは非課税期間終了時にはロールオーバー(翌年分の累積投資勘定への移管)はできません。●つみたてNISAに係る積立契約(累積投資契約)により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を年1回通知します。●基準経過日(つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)において、つみたてNISA口座開設者さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。お名前・ご住所を確認期間(上記基準経過日から1年を経過する日までの間)内に確認できない場合は、累積投資勘定へ公募株式投資信託の受入れ(非課税での買付)ができなくなりますので、ご注意ください。